

保険医療機関

当院は中四国厚生局の指定を受けた保険医療機関です。

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:00～ 12:00	●	●	●	—	●	●	—
14:00～ 18:30	●	●	●	—	●	—	—
13:00～ 16:30	—	—	—	—	—	●	—

※月～水・金曜日の 14:00～15:30 は予防接種、健診

土曜の 13:00～14:30 は予防接種、健診

※休診日:木・日・祝日・年末年始

院長の学会などで臨時休診する場合は事前にホームページ等でお知らせいたします。

院長: 佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

施設基準一覧

当院は、以下の診療報酬施設基準を整備し
中四国厚生局に届出をした上で算定しております。

基本診療料

- ✓明細書発行体制等加算
- ✓夜間・早朝等加算
- ✓時間外対応加算 3
- ✓機能強化加算
- ✓外来感染対策向上加算
- ✓一般名処方加算
- ✓医療情報取得加算
- ✓医療DX推進体制整備加算

医学管理等

- ✓小児外来診療料
- ✓小児かかりつけ診療料 2
- ✓小児抗菌薬適正使用支援加算

その他

- ✓外来・在宅ベースアップ評価料(1)



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で交付しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書は無料ですが「明細書発行体制加算」(再診時1点)を算定いたします。

明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

院長：佐野^{さの} 仁志^{ひとし}



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

夜間・早朝等加算

当院は月～金曜の 9:00～12:00、14:00～18:30
土曜の 9:00～12:00、13:00～16:30 を診療時間
と定めております。

木曜・日曜・祝日は休診日となります。

厚生労働省の規定により、平日 18 時以降・土曜 12 時
以降は、予約診療であっても「夜間・早朝加算」
(初・再診時 50 点)が適応されます。

院長：佐野^{さの}ひとし^{ひとし} 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

時間外対応加算 3

当院は「かかりつけ医」としての取組みを行っており、再診時に「時間外対応加算 3」(3 点)を算定させていただきます。

通院されている患者さまに対して時間外に緊急の相談がある場合に可能な限り対応できる体制を整えております。

※時間外対応加算の「時間外」とありますが、これは時間外のクリニックの診療体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者さまが対象であり、日中の診療時間中に受診した場合にも算定するものです。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

院長：佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

機能強化加算

当院では「かかりつけ医」機能を有する病院として、「機能強化加算」(初診時 80 点)を算定しており以下の取組みを行っております。

- ・受診されている他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行います。
- ・必要に応じて、専門医師や専門医療機関をご紹介します。
- ・健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じます。
- ・福祉、保健サービスに係る相談に応じます。
- ・診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行います。

院長：佐野^{さの}ひとし^{ひとし} 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

外来感染対策向上加算

当院では「外来感染対策向上加算」(初・再診時
関わらず月1回6点)を算定するにあたって以下の
ような取り組みを行っております。

- ・感染管理者である院長が中心となり、職員一同
院内感染対策を推進します。
- ・感染性の高い疾患が疑われる場合は、一般診療の
方と導線を分けた診療スペースを確保して対応いた
します。
- ・標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニユ
アルを作成し、院内感染対策を推進していきます。
- ・基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報
提供やアドバイスを受け院内感染対策の向上に努め
ます。

院長：佐野^{さの}ひとし^{ひとし}



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

一般名処方加算

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また令和 6 年 10 月より後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています(医療上の必要性がある場合は除く)。

当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。一般名処方とは、商品名ではなく有効成分が同一であれば薬局さまにて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。

一般名処方加算 1 は後発医薬品のある全ての医薬品が一般名処方されている場合に10点、一般名処方加算 2 は1品目でも一般名処方されていたものが含まれる場合に8点を初・再診時に算定されます。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合がありますこと、あらかじめご了承ください。

院長：佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるよう取り組んでおります。

(初診時:1点、再診時:3点を加算)

正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用のご協力をお願いいたします。

院長: 佐野 ^{さの} ^{ひとし} 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

医療 DX 推進体制整備加算

- ・オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診察を実施しております。
 - ・マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- (初・再診時に 8～11 点を算定)



医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



院長: 佐野 ひとし



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児外来診療料

当院は、中四国厚生局へ小児外来診療料の届出を行っております。

小児科を標榜する医療機関で、6歳未満の患者さまに対し診療を行った場合に算定しております。

＜処方箋を交付する場合：保険薬局で調剤する場合＞

- ・初診時：604点
- ・再診時：410点

＜処方箋を交付しない場合：院内投薬する場合＞

- ・初診時：721点
- ・再診時：528点

※2024年10月現在

小児外来診療料は、患者さまの年齢や疾患によって、個別に診療内容を評価する出来高方式とは異なり、一律の点数を請求する包括方式です。

院長：佐野^{さの}ひとし^{ひとし} 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児かかりつけ診療料 2

当院は次の取組みを行っています。

- ・急性疾患を発症した際の対応の仕方、アトピー性皮膚炎や喘息等の疾患の管理等について、かかりつけ医としての療養上必要な指導及び診療
- ・他の保険医療機関との連携及びオンライン資格確認を活用し患者さまの受診医療機関を全て把握するとともに、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等
- ・患者さまの健康診査の受診状況及び受診結果を把握するとともに、発達段階に応じた助言・指導、ご家族からの健康相談への対応
- ・患者さまの予防接種の実施状況を把握するとともに、予防接種の有効性・安全性に関する指導やスケジュール管理等に関する指導
- ・発達障害の疑いがある患者さまの診療及びご家族からの相談への対応、必要に応じて専門的な医療を要する際の紹介等
- ・不適切な養育にも繋がりうる育児不安等の相談への対応

《処方箋を交付する場合》

- ・初診時：641 点
- ・再診時：447 点

《処方箋を交付しない場合》

- ・初診時：758 点
- ・再診時：565 点

※2024 年 10 月現在

院長：佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

小児抗菌薬適正使用支援加算

当院では、「抗微生物薬適正使用の手引き」(厚生労働省健康局結核感染症課)を参考に抗菌薬の適正な使用の啓発に資する取組みを行っております。

小児の風邪や急性胃腸炎の場合は、ほとんどがウイルスの感染によるものです。抗生剤は細菌には効果がありますが、ウイルスには全く効果がありません。

よって風邪などで受診した初診の6歳未満のお子さんで、診察の結果、抗菌薬の投与の必要性がないとして医師から説明を受けられた場合に月1回を上限として80点を算定しております。

院長：佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック

外来・在宅ベースアップ評価料

医療現場で働くスタッフの賃上げを実現するため、
当院では 2025 年 4 月より外来・在宅ベースアップ
評価料(初診時 6 点、再診時 2 点)を算定しており
ます。

これにより患者さまの診療費のご負担が上がる場合
がございますが、これはスタッフの賃上げに全て充て
られます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

院長：佐野 ^{さの}ひとし 仁志



こどもと家族の診療所

さのこどもクリニック